

**目的** 太政官布告明治3年11月5日・オ5号による官吏の「制服」は、その形状や装飾からみて、後の大礼服につながってゆく系統のものであり、今日考えられる制服と礼服との折衷的性格のものであるように推察される。この布告と服が、現実にとどの程度まで行われ、普及していったかは詳しくはわかっていないが、原則的には官吏が着用すべきものであったことがわかる。この布告は、やがて明治5年に至り、太政官布告オ5号によって廢止されたことから、大礼服制定の一伏線上にあったものと思われる。ここに、明治初年の「制服」の特徴と酷似した、津山藩主所用の服を資料として得たので、当時の制定事情と併せて、実測による調査、研究を行ったものである。

**方法** 実物資料の型、材料、寸法、縫製、付属品等についで計測し、考察を加え、当時の史実との照合、特に縫製技術に注目した。

**結果** 太政官布告文と雛形図との照合の結果、シングル打合せで詰衿に囲かれています。実物もダブル赤で折衿であること、不ホンの色が「深南又ハシモフリ」とあるが、実物はブルーグレイ（錆淡汚悪色）であること、相違点はありますが、上衣赤端の変わったカーブライン、各部の金糸織はみ出し、肩章の紫の紐と装飾、梅花彫りのボタン、不ホンの金糸織倒章などからみて、明治3年制定の官吏制服と推定して相違ないものと思われる。材料は、極めて上質の毛織物を用いられ、非常に巧みな縫製には、当時の最高度の技術がみとめられる。